

内閣府認定 公益社団法人 全日本司厨士協会 四国地方本部 愛媛県本部 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、内閣府認定公益社団法人全日本司厨士協会四国地方愛媛県本部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県本部の代表者勤務先に置く。

(目的)

第3条 この法人は、内閣府認定公益社団法人全日本司厨士協会の定める定款に依る目的並びに事業を行なう。

2 この法人は、内閣府認定公益社団法人全日本司厨士協会四国地方本部の運営に愛媛県本部として協力する。

3 この法人は、広く国民の健康長寿づくりのため、西洋料理に関する栄養及び食品衛生の普及向上を図り、併せて調理技術の改善に努め、もって安全で安心できる国民食生活の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 国民栄養、食品衛生の普及向上に必要な講習会の開催
- (2) 栄養衛生教育の普及及び調理技術の向上に関する教育
- (3) 各種料理コンクール、料理オリンピック等の開催及び協力
- (4) 店舗、厨房施設等の改善普及に関する事業
- (5) 関連諸団体の活動に関する情報交換、助言及び協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(基金の拠出)

第5条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第6条 この法人は、基金の募集事項、申込み、割当て及び払込み等の手続きについては、第5章における理事会にて決議された内容とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 この法人の基金は、基金拠出契約において定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第141条第2項に規定する範囲内で行う。

(公告の方法)

第9条 この法人の公告は、愛媛県本部が管理、運営する公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の種類)

第10条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、西洋料理の専門的知識や技術を有する個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、西洋料理の調理技術に従事する個人
- (3) 名誉会員 この法人の事業に貢献した者で理事会において推薦し、社員総会にて選任された個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第11条 名誉会員以外の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申込みがあったとき、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第12条 名誉会員以外の会員になろうとする者は、社員総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 この法人の入会金並びに会費を以下の通りとする。
 - (1) 正会員は、理事会で定める金額とし、毎月ごとに前納する。
 - (2) 一般会員は、理事会で定める金額とし、毎月ごとに前納する。
 - (3) 名誉会員は、理事会が定める基準により、会費を納入する場合がある。その場合、一般会員と同額、同条件とする。理事会が定める基準とは、四国地方本部役員を兼務する参事、参与とする。
 - (4) 賛助会員は、年会費とし、年度が開始されるまでに納入する。また年度途中の入会であっても、年会費満額を納入する。
- 3 この法人の運営にあたり、会費の変更もありうる。ただし、第10条(3)に掲げる者の一部を除く。
 - (1) 第12条2及び3の変更にあたっては、第5章における理事会にてその内容を決定するものとする。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1ヵ年度分以上会費を滞納したとき。
- (5) 第15条の規定により除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名すること

ができる。

- (1) この法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 16 条 会員が、第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品を返還しない。

第 3 章 役員等

(役員の種類及び選任)

第 17 条 この法人に、次の役員を置き、定数は 39 名以上 41 名以内とする。(外部監査役は含まず)

- | | | | |
|------------------|-----|-------------------|---------------|
| (1) 代表理事 (会長) | 1 人 | (2) 常任理事 (理事長) | 1 人 |
| (3) 常任理事 (筆頭副会長) | 1 人 | (4) 常任理事 (副会長) | 若干名 |
| (5) 常任理事 (副理事長) | 1 人 | (6) 常任理事 (組織統括部長) | 1 人 |
| (7) 理事 (事務局長) | 1 人 | (8) 理事 (会計監査役) | 2 人 |
| (9) 理事 (企画部長) | 1 人 | (10) 理事 (会計部長) | 1 人 |
| (11) 理事 (技術部長) | 1 人 | (12) 理事 (人事部長) | 1 人 |
| (13) 理事 (青年部長) | 1 人 | (14) 理事 (渉外部長) | 1 人 |
| (15) 理事 (広報部長) | 1 人 | (16) 理事 (地区長) | 若干名 |
| (17) 理事 | 若干名 | (18) 理事 (補佐役員) | 若干名 (一般会員を含む) |
| (19) 外部監査役 | 若干名 | | |

2 役員のうち、会長、理事長、筆頭副会長並びに副会長、副理事長、会計監査、事務局長が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

3 役員は、会員又は学識経験者の中から社員総会の議決によって選任する。

4 補佐役員は、議決権を有しない一般会員を選任することができる。(定数には含まず)

5 外部監査役は、この法人に必要と認めるとき、第 2 章第 10 条 (1) から (3) 以外より任命する。

6 理事会は、会長及び副会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者、理事長候補者、副会長候補者 (筆頭副会長含む) を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。また、副理事長、各部長は、理事会の決議によって選任する。

7 役員のうち、役員のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある役員の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

8 他の同一の団体の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。外部監査役についても同様とする。

9 この法人の会長は、四国地方本部愛媛県本部の代表者とし、理事長、筆頭副会長並びに副会長、副理事長、各部長以下役員を法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行役員とする。

10 担当役は必要に応じ兼務することができる。

(役員職務)

第 18 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、会長の命を受けて、この法人の会務の執行をすべて統括する。
- 3 筆頭副会長並びに副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副理事長は、会長、理事長、筆頭副会長並びに副会長を補佐し、各担当役を統括する。
- 4 企画部長は、企画全般を立案、構成し、会の運営にあたる。
- 5 会計部長は、予算決算の構成、会費の徴収、会計事務の全般を行なう。
- 6 技術部長は、調理の指導、研究にあたる。
- 7 人事部長は、失業者の救済、会員の統括緩和をはかる。
- 8 青年部長は、会員の青少年指導、親睦緩和をはかる。
- 9 渉外部長は、対外交渉にあたる。
- 10 広報部長は、この法人活動を広めることに務める。
- 11 地区長は、本部所在地以外の地区における会員の統括緩和に務め、新規会員確保を行なう。
- 12 会計監査は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 財務及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 財産及び会計の状況又は、業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会、理事会に報告すること。
 - (3) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (4) 前号の規定により請求した日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした会計監査は、直接理事会を招集すること。
- 13 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 14 補佐役員は、各部部長を補佐し、この法人の職務を執行する。
- 15 会長、理事長、筆頭副会長並びに副会長、副理事長、各部部長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 16 事務局長は、第 8 章に掲げる。
- 17 外部監査役は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 役員職務の執行を監査すること。
 - (2) この法人の業務状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
 - (4) 役員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定により請求した日から 7 日以内に、その請求をした日から 15 日以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした会計監査は、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、第 17 条に定める定数に足りなくなる時は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(競業及び利益宇目反取引の制限)

第22条 役員は、次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその役員の債務を保証すること、その他役員以外の者との間においてこの法人とその役員との利益が木目反する取引
- 2 前項各号の取引をした役員は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(名誉会員)

第23条 この法人は、名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、この法人の事業に貢献し、役職によって以下の職名とする。
 - (1) 取締役は、この法人で会長を務め事業に貢献した者とする。
 - (2) 参事、参与は、この法人で理事長、筆頭副会長並びに副会長、副理事長を務め事業に貢献した者とする。
- 3 名誉会員は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 名誉会員は、第5章における理事会にて推薦し、社員総会において選任する。
- 6 前各項に定めるもののほか、名誉会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 社員総会

(社員総会の構成等)

第24条 この法人の社員総会は、正会員をもって構成し、正会員は社員総会において各1個の議決権を有する。

- 2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の権能)

第 25 条 社員総会は、法人法に規定する事項及びこの規約に定める事項に限り議決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、第 27 条第 3 項の書面に記載した目的である事項以外は、議決することができない。

(社員総会の開催)

第 26 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げるときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(社員総会の招集)

第 27 条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長が社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の 10 日前までに、書面をもって通知しなければならない。

ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で議決したときは、社員総会の日の 20 日前までに書面をもって通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 28 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(社員総会の定足数)

第 29 条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の決議)

第 30 条 社員総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会における書面表決等)

第 31 条 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって提出し、社員総会の議決に賛同することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 32 条 正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 33 条 正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 34 条 社員総会の議事については、法令に基づき議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての役員をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 役員職務執行の監督
- (3) 役員を選定及び解職
- (4) 法人法第38条第1項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定

(理事会の種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎月1回開催する。ただし、12月を除く。

- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の役員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定により請求した日から7日以内に、その請求をした日から15日以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした役員が招集したとき。
- (4) 第18条12項(3)もしくは(4)の規定により会計監査役、17項第(5)もしくは(6)の規定により、外部監査役から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第18条第12項第3号に該当する場合は、その日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の役員がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 40 条 理事会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第 41 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、議決に加わることのできる役員を過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 42 条 役員が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、外部監査役が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 43 条 役員若しくは外部監査役が役員及び外部監査役の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び外部監査役は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 45 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

第 46 条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、第 5 章における理事会にてその内容を決定するものとする。

(特定財産の維持及び処分)

第 47 条 第 4 条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産については、その適正な維持管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には理事会において、議決に加わることのできる役員 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、第 5 章における理事会にてその内容を決定するものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 職務執行費用等の支給の基準を記載した書類

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 51 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受ける場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第 52 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第 7 章 規約の変更、合併及び解散等

(規約の変更)

第 53 条 この規約は、第 5 章の理事会によって決議変更することができる。

(合併等)

第 54 条 この法人は、本部の社員総会の決議によって、他の公益法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 55 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額

に木目当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第58条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)

第59条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 会員名簿及び役員名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
 - (5) 監査報告書
 - (6) 社員総会議事録及び理事会議事録
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第9章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決より、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この規約は2012年4月1日より制定する。

4 この規約改定は2017年8月1日より制定する。

第1章 第1条 内閣府認定を追記

第3条1 内閣府認定を追記

2 内閣府認定を追記

第3章 第17条 役員の種類を改訂

第17条10 追記

第18条4 追記

第5章 第38条5 副会長が招集を理事長が招集へ変更